

我が国不当廉売関税・相殺関税調査制度の改正について

平成16年3月31日
経 済 産 業 省

1. 改正の趣旨

不当廉売関税(アンチダンピング)・相殺関税の調査制度について、WTO協定で定められた基本的枠組みの下、我が国企業の生産活動のグローバル化、近年におけるアンチダンピング措置の経験等を踏まえ、見直しを行いました。

このため、政令(不当廉売関税に関する政令・相殺関税に関する政令)及びガイドライン(*)について、所要の改正を行いました。

(*)「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」は、WTO協定、国内法令を補完し、制度の円滑な運用に資する実施細則であって、WTO協定、国内法令で具体的には示されていない運用事項について規定するもの。

2. 改正の具体的項目

(1) 政令関係(別添1参照) — 「本邦の生産者」の定義の見直し —

「本邦の生産者」の範囲に関し、我が国製造業の生産拠点の海外展開等による国内生産との分業・相互補完関係の急速な進展、及び自ら輸入する生産者の取扱いを加盟国当局に授権するWTO協定の規定を踏まえ、同種の貨物等を直近6か月以内に輸入した生産者について、「本邦の生産者」から一律に除外する従来の取扱いを改め、その主たる事業が国内生産であると認められる場合には、「本邦の生産者」に含むこととする。

(2) ガイドライン関係(別添2参照) — 手続きの迅速化・透明性向上 —

○支配関係

貨物の輸入者等と一定の支配関係にある生産者は、原則として本邦の生産者に含まれないこととされているところ、「支配関係」の基準を明確化。

○輸入者等と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外

貨物の輸入者等と一定の支配関係にある生産者又は自ら輸入を行った生産者は、原則として本邦の生産者に含まれないこととされているところ、その例外となりうる場合の考慮事項を明確化。

○現地調査

利害関係者が提出した証拠(情報)を検証すべく現地調査を行うこ

とができることとされているところ、現地調査を円滑かつ迅速に実施するため、その実施に係る手続きを明確化。

○知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）

質問状を送付し、回答が得られない場合等においては、調査当局は知ることができた事実により決定を行うことができることとされているところ、その適用に係る手続きを明確化。

○標本抽出（サンプリング）

調査対象が多数に及ぶ場合、合理的な数の企業を抽出して調査を行うことが認められているところ、その適用に係る手続きを明確化。

○相殺関税における補助金の額の計算方法

相殺関税の対象となる補助金の額について、その算定方法を明確化。

○仮決定

暫定措置の実施や価格約束の締結に当たって前提とされている仮決定について、仮決定の内容に応じたその後の対応を明確化。

○約束

調査対象者等が輸出価格を自発的に引き上げる等の約束を申し出、調査当局が受諾することができることとされているところ、その際の手続きのほか、約束の申出を拒否しうる場合、約束違反があった場合の対応について明確化。

3. 今後の予定

平成16年4月1日より施行。

【問い合わせ先】

財務省 関税局 関税課 (TEL 03-3581-4786)

経済産業省 貿易経済協力局

特殊関税等調査チーム (TEL 03-3501-3462)

アンチダンピングについて

1. 制度の概要

アンチダンピング関税とは、ダンピング輸入（輸出国内における販売よりも安く行う輸入）が輸入国の国内産業に被害を与えている場合、ダンピング価格を正常な価格に是正する目的で課す特別な関税。

2. 根拠規定

（1）国際法上の根拠規定

- ① 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第6条
- ② ダンピング防止協定

（2）国内法令上の根拠規定

- ① 関税定率法第8条
- ② 不当廉売関税に関する政令
- ③ 相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

3. 課税要件

- （1）ダンピング（輸出国内における販売価格を下回る価格で輸出向け販売を行うこと）された貨物の輸入の事実があること。
- （2）当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実があること。
- （3）当該本邦の産業を保護するため必要があると認められること。

相殺関税について

1. 制度の概要

相殺関税とは、補助金の交付を受けた製品の輸入が輸入国の国内産業に被害を与えている場合、輸入国政府が当該補助金を相殺する目的で課す特別な関税。

2. 根拠規定

(1) 国際法上の根拠規定

- ① 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第6条、16条
- ② 補助金及び相殺措置に関する協定

(2) 国内法令上の根拠規定

- ① 関税定率法第7条
- ② 相殺関税に関する政令
- ③ 相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

3. 課税要件

- (1) 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実があること。
- (2) 当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実があること。
- (3) 当該本邦の産業を保護するため必要があると認められること。